

令和2年5月15日

保 護 者 様

小 野 市 教 育 委 員 会

## 新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休校からの段階的學校再開について

令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、兵庫県に対し、国から法に基づく緊急事態宣言が発令され、県の要請を受け、市内のすべての学校を4月9日（木）から5月31日（日）までの間、臨時休校としております。

そのような中、県より5月31日（日）までの間、「分散登校」による登校可能日を設定するなどして段階的に学校再開を進めることを可とする通知がありました。このため、**市内の各学校（小・中・特別支援学校及び幼稚園）においても「分散登校による登校可能日」を設定し、段階的な学校再開を進めること**といたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

分散登校による登校可能日の設定期間

5月19日（火）～21日（木） 及び 5月26日（火）～28日（木）

※この期間は午前中授業とし、給食はありません。

※「分散登校」のグループ編成等の詳細は、別途、学校より案内します。

分散登校を行う中で、いわゆる「3密」を避け、不安を軽減しつつ、児童生徒の心身の状況等を観察しながら、基本的な行動様式（検温、マスク着用、手洗い、換気等）を定着できるようにし、その状況をふまえて、**6月1日（月）より通常どおりの学校再開を行う方向で進めます。**

**なお、国や県の動向、感染状況等に変化がある場合は、改めて検討します。**

このような緊急事態の中ですが、学校・家庭・地域と一体となって子ども達のために取り組んでいきますので、ご理解とご協力をよろしく願いいたします。